4　令和5年度 いじめ防止基本方針

(1)　全体計画

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

いじめ防止対策推進法
第二条　いじめの定義
第四条　いじめの禁止
第十三条　学校いじめ防止基本方針
第二十二条　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
(平成25年 公布)

いじめ防止等のための基本的な方針
(平成25年 文部科学省)

鹿児島県いじめ防止基本方針
(平成29年 鹿児島県)

【 学 校 教 育 目 標 】

夢をもち，心豊かで，自ら学びたくましく生きる美山の子どもを育成する。

児童の実態
保護者の実態
地域の実態
教師の願い

【めざす子ども像】人間力

1　誠実　進んで一生懸命取り組む子ども
2　親切　感性豊かで礼儀正しく優しい子ども
3　勇気　心身共にたくましく前向きに行動する子ども

【いじめ問題の基本方針】

- いじめは人として絶対に許されないという認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- 関係者機関と一体となった取組が必要であること

関係機関等との連携
- 日置市教育委員会
- 日置市いじめ防止対策連絡協議会
- 日置警察署
- 人権擁護委員
- 児童相談所
- 鹿児島教育事務所

【いじめ防止委員会】

〈目的〉
○ 年間計画の作成・実行・検証・修正
○ いじめの相談・通報の窓口
○ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録，共有

〈組織構成〉 校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，外部委員(スクールソーシャルワーカー等)，その他校長が認める職員をもって構成する。

家庭・地域との連携
- 学級PTA
- PTA総会
- 友愛学園
- 学校運営協議会
- 民生委員

教育活動の重点
○生徒指導の充実
○人権同和教育の推進
○道徳教育の充実
○特別活動の充実
○特別支援教育の充実
○郷土教育の充実
○体験活動の充実
◎「いじめ問題を考える週間」の実施

各教科
○基礎基本の確かな定着を図る。
○自己決定の場を与える。
○自己存在感の場を与える。
○共感的人間関係を育成する。
○達成感満足感を与える。

児童の主体的な活動
○学級活動の充実
○児童会活動の充実
○縦割り班での異学年交流
○委員会活動への自発的な取組

【いじめの未然防止】

○人権尊重の精神に基づく教育実践を進め，一人一人を大切にする。
○一人一人の学力向上に向けて指導法の工夫改善を図る。
○特別の教科道徳で「いじめ防止」の資料をもとにした授業を行う。
○学級活動で「命の大切さ」についての指導を行う。
○情報モラル教育でインターネットの危険やモラルについて指導する。
○児童同士が「君・さん」で呼び合い，お互いを尊重し合う環境づくりを行う。
○学級PTAや家庭教育学級で，いじめ問題に関する話合いを行う。

【いじめの早期発見】

○会話，行動，持ち物，服装の乱れ等，日々の観察に努める。
○日記や連絡帳，生活ノート等を活用する。
○子どもの教育相談を実施する。
○いじめアンケートを実施する。(9月，1月)
○「学校楽しぃーと」を実施する。(6月，11月，2月)
○連絡会や心の教育推進委員会において，職員間で情報を共有する。
○学級PTAや教育相談，学園との連絡会等を通して，保護者と連携し，情報を収集する。
○いじめ相談を行うことができる体制整備と窓口の設置及び周知を行う。

【いじめの早期対応】

○速やかに事実確認を行い，いじめ防止委員会を招集する。
○状況に応じて，いじめられている児童を徹底して守るための職員の体制を整える。
○経過や心情等の聞き取りを通して正確な実態把握を行う。
○保護者からの聞き取り対応については，複数の職員で行い，事実に基づいて丁寧に行う。
○実態把握をもとに，指導体制，方針の決定を行う。
○犯罪行為及び重大事案が疑われる場合は，関係機関と連携して対処する。
○児童の個人情報の取扱いには十分注意する。
○子どもへの継続した指導，支援を行う。

生徒指導体制
○心の教育推進委員会
○いじめ防止委員会
○職員会議
○職員研修
○生徒指導連絡会(毎週木曜日)

相談体制
○教育相談
○相談窓口の設置及び周知
○保護者に対する教育相談期間の設定(子育てトークの周知)
○スクールソーシャルワーカー(SSW)，スクールカウンセラーとの連携

職員研修
○人権同和教育に関する研修
○生徒指導事例研修会

1　はじめに

全職員が自分の学校，学級にもいじめがあるとの認識をもち，自分の学校，学級にいじめがあること自体を恥ずかしいことだと判断しないこと。むしろ，いじめを発見できるほど児童の実態・状況把握に努めることが尊重されると認識すること。

2　いじめ発生時の対応フロー

【　いじめの把握　】

○いじめアンケート調査による把握
○周囲の児童からの情報
○関係機関，地域住民等からの通報
○いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
○教職員の観察による発見
○その他

【　初　期　対　応　】

● 発見者または把握者
〈情報提供〉↓
● 学　　級　　担　　任
〈事実確認，指導〉↓
● 関係児童への事実及び指導
〈情報提供〉↓
◎ いじめ防止委員会

【　い　じ　め　の　報　告　】

● 発見者または把握者
〈報告〉↓
● 生徒指導主任　　→〈調査の指示〉
〈報告〉↓　↑〈指示〉
● 教　　　　頭
〈報告〉↓　↑〈指示〉
● 校　　　　長
〈招集〉↓
◎ いじめ防止委員会

【　いじめ防止委員会の招集　】

○事実関係の解明　○指導方針の確認　○個別指導の検討　○役割分担の協議
○対応チームの編成　○関係機関等との連携の検討

【　児童・保護者　】

○対応方針の説明

【　心の教育推進委員会　】
【　生徒指導連絡会　】

○事実関係の説明
○指導方針の確認
○個別指導の説明
○役割分担の確認
○全職員による共通理解の形成

【　教育委員会　】

○報告

【　関係機関　】

○必要に応じて相談

【　い　じ　め　の　解　消　と　対　応　】

	いじめを受けた児童への対応	いじめを行った児童への対応	周囲児童への対応
校内	・徹底して守り通す。 ・心のケアに努め，自尊感情を高める。 ・安全確保のために巡視体制を強化する。 ・必要に応じて関係機関等との連携を図り，最善の手立てにより早期解消を図る。	・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ，他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。	・自分の問題としてとらえさせ，誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為も許さないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし，よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。	・事実確認の説明をし，家庭における指導を要請する。 ・いじめられている児童及び保護者への謝罪を仲介する。	・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上，教育的配慮の下，学級ＰＴＡ等で事実経過について説明する。

【　再発防止に向けた取組　】

「いじめ防止委員会」において検討　→　「心の教育推進委員会」で報告・確認・共通理解
○原因の詳細な分析　○学校体制の改善・充実　○教育内容及び方法の改善・充実
○家庭，地域との連携強化

３　いじめが起こった場合の対応及び配慮事項

⑴　担任だけで処理しようとしないこと

・　いじめの指導は学級集団のみならず，全校児童に対する指導が重要な意味をもつことから，組織的に対応する必要がある。

⑵　全職員がいじめられた児童の心の支えになること

・　いかなる場合も，いじめた方が悪いという認識をもち，いじめられたと主張する児童の気持ちを第一に尊重して対応する。

⑶　事実を正確に把握すること

・　いじめられた児童の主張を重視し，いじめた児童がいじめを否定することを認識しつつ，慎重に正確に調査し記録に残す。

⑷　迅速に対応すること

・　事実の正確な把握は慎重にしつつ，いじめ解消の対応は迅速にする。いじめられた児童や保護者が「何もしてくれない」という不信感を持ったら問題が悪化する。

⑸　指導の在り方を工夫すること

・　いじめの程度がそれほどひどくないときや巧妙で目に見えにくい場合は，担任及び全職員がいじめられる児童と毎日積極的にふれあい，いじめを止めさせる対策をとる。

・　身体的な危害を伴ったり，金銭をたかられたり，窃盗，万引き等の非行を強制されるようないじめの場合は，直ちにいじめた児童を調査し厳格な指導をする。

⑹　保護者と協力していじめを解決すること

・　いじめられた児童の保護者に対しては，保護者の言い分を十分聞いて受容した後で，冷静に判断し対応する。

・　いじめた児童の保護者に対しては，どんな場合でもいじめは絶対に正当化できないことを強調し，謝罪に行く意義を話す。